

特定保健用食品の許可について

平成 23 年 3 月 7 日  
消 費 者 庁

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 4 件（このうち、再許可等 3 件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> をご覧ください。

<p>（担当）消費者庁食品表示課 勝山、横田、中島 TEL : 03-3507-9222（直通）</p>
--

平成23年1月21日付けで消費者委員会より答申があった案件<sup>※1</sup>のうち、許可とする特定保健用食品(1件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	カテキン緑茶W	株式会社伊藤園	茶系飲料	茶カテキン	本品は茶カテキンを含みますので、体脂肪が気になる方に適しています。また、本品はコレステロールの吸収を抑制する茶カテキンの働きにより、血清コレステロール、特にLDL(悪玉)コレステロールを低下させるのが特長です。コレステロールが高めの方の食生活の改善に役立ちます。	多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。	(350ml)1日2本、食事の際に1本を目安にお飲みください。 (1.05L、1.5L)1日700ml、食事の際に350mlを目安にお飲みください。	特保	23.3.7	1272

※1 平成23年1月21日付けで消費者委員会より、特定保健用食品として認めることとして差し支えない旨答申があった案件(4件)のうち、3件については各申請者において許可試験実施中である。

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため<sup>※2</sup>、消費者庁で審査を行い許可とする規格基準型及び再許可等特定保健用食品(3件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	ヘルシアスパークリングクリアグレープ	花王株式会社	炭酸飲料	茶カテキン	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくなるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。体質や体調によっては、飲みすぎるとお腹がゆるくなる場合があります。	1本を目安にお飲みください。	再許可等特保	23.3.7	1271
2	ジョア トロピカルミックス味	株式会社ヤクルト本社	はっ酵乳	L. カゼイ YIT 9029(シロタ株)	生きのまま腸内に到達する乳酸菌 シロタ株(L. カゼイ YIT 9029)の働きで、良い菌を増やし悪い菌を減らして、腸内の環境を改善し、おなかの調子を整えます。	開封後はお早めにお飲みください。	1本	再許可等特保	23.3.7	1273
3	リカルデント ホワイトクリアミント	日本クラフトフーズ株式会社	チューインガム	CPP-ACP(乳たんぱく分解物)	虫歯の始まりである脱灰を抑制し、再石灰化及びその部位の耐酸性を増強するCPP-ACPを配合しているため、歯を丈夫で健康にします。	一度に多量に食べると体質によりお腹がゆるくなる事があります。	2粒を同時に1日4回、1回あたり20分間を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	23.3.7	1274

※2 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)